

家畜排せつ物法の 『管理の方法に関する基準』を守りましょう

家畜排せつ物法の定める管理基準

平成16年の「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）」の本格施行を経て、現在ではほぼ全ての対象農家が同法の管理基準を遵守しているところです。

しかし、堆肥舎等の施設の経年劣化が進んでいること等を踏まえ、その点検・維持等を着実に実施していく必要があることから、今後は同法の管理基準のうち「**管理の方法に関する基準**」の遵守がより一層重要になります。

管理の方法に関する基準（施行規則第1条第1項第2号より）

イ 家畜排せつ物は管理施設において管理すること

▶ 家畜排せつ物は構造設備に関する基準に適合した管理施設で管理しましょう。

ロ 管理施設の定期的な点検を行うこと

▶ 設備の破損によって家畜排せつ物の適切な管理ができなくなることを防止するため、定期的な点検を実施しましょう。

ハ 管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと

▶ 設備の破損は家畜排せつ物の飛散や流出を引き起こす可能性があります。破損を確認した場合、すぐに修繕しましょう。

ニ 送風装置等を設置している場合は当該装置の維持管理を適切に行うこと

▶ 管理施設に送風装置や攪拌装置などが設置されている場合は、適切に維持管理を行いましょう。

ホ 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録を行うこと

▶ 家畜排せつ物の発生量、自ら農地に散布している量、耕種農家に譲渡している量、焼却・浄化处理等で廃棄している量について年間の記録を取りましょう。

これらを遵守し、環境に配慮した畜産を実現しましょう！

〔家畜排せつ物法では、管理基準違反の状態が改善されない場合は、最終的に罰則が適用されることがあります。〕



管理方法に関する基準の詳細についてお知りになりたい場合は、
以下までお問い合わせ下さい。

茨城県農林水産部畜産課 TEL:029-301-3988 FAX:029-301-3999